

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）											佐賀県						
											市区町村数	20					
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間		問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
						10	14	3					20				
41	201	佐賀市	男女共同参画課	1	1	1	1	佐賀市男女共同参画を推進する条例	2007年12月21日	2008年4月1日		第4次佐賀市男女共同参画計画	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日		1	1	
41	202	唐津市	男女共同参画課	1	1	1	1				3	唐津市男女共同参画基本計画(第4次)	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日		1	1	
41	203	鳥栖市	市民協働課	1	2	1	1				4	第3次鳥栖市男女共同参画行動計画	2023年4月 ～ 2033年3月		1	1	
41	204	多久市	総合政策課	1	2	1	1				4	多久市男女共同参画計画	2023年4月 ～ 2028年3月		1	1	
41	205	伊万里市	企画政策課	1	1	1	1	伊万里市男女協働参画を推進する条例	2016年3月25日	2016年4月1日		第5次 伊万里市男女協働参画基本計画 あなたとわたしのきらめきプランⅤ	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日		1	1	
41	206	武雄市	男女参画・市民協働課	1	1	1	1				4	第4次武雄市男女共同参画推進計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日		1	1	
41	207	鹿島市	人権・同和対策課兼男女共同参画推進室	1	2	2	1				4	第3次鹿島市男女共同参画基本計画・第2次鹿島市DV対策基本計画	2021年5月 ～ 2026年3月		1	1	
41	208	小城市	企画政策課	1	2	1	1				4	第3次小城市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
41	209	嬉野市	企画政策課	1	2	1	1	嬉野市男女共同参画を推進する条例	2014年3月28日	2014年4月1日		第4次嬉野市男女共同参画行動計画	2023年4月 ～ 2028年3月		1	1	
41	210	神崎市	総務課	1	2	2	1				4	第3次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日		1	1	
41	327	吉野ヶ里町	財政協働課	1	2	1	1				4	第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画(DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画を含む)	2021年4月 ～ 2026年3月		1	1	
41	341	基山町	まちづくり課	1	2	1	2				4	第2次基山町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ～ 2031年3月31日		1	1	
41	345	上峰町	総務課	1	2	2	1				4	上峰町男女共同参画計画及びDV被害者支援基本計画	2022年4月 ～ 2032年3月		2	1	
41	346	みやき町	情報未来課	1	2	2	2				4	第3次みやき町男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
41	387	玄海町	企画商工課	1	2	2	2				4	玄海町第3次男女共同参画	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日		1	1	
41	401	有田町	まちづくり課	1	2	2	1				4	第3次有田町 男女共同参画基本計画・DV被害者支援基本計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
41	423	大町町	企画政策課	1	2	2	2				4	第2次大町町男女共同参画計画	2021年度 ～ 2025年度		1	1	
41	424	江北町	総務政策課	1	2	2	2				4	第2次江北町男女共同行動計画	2016年 ～ 2020年		2	1	
41	425	白石町	総合戦略課	1	2	2	1				4	第3次白石町男女共同参画推進プラン	2021 ～ 2025		1	1	
41	441	太良町	総務課	1	2	2	2				4	第2次太良町男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日		1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

諮問機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
2 2024年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6－1		問6－4 所在地等					問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			施設管理			事業運営		
												直営	指定 管理者 その他	その他	直営	指定 管理者 その他	その他
			0							0	0	0	0	0	0	0	0
41	201	佐賀市															
41	202	唐津市															
41	203	鳥栖市															
41	204	多久市															
41	205	伊万里市															
41	206	武雄市															
41	207	鹿島市															
41	208	小城市															
41	209	嬉野市															
41	210	神埼市															
41	327	吉野ヶ里町															
41	341	基山町															
41	345	上峰町															
41	346	みやき町															
41	387	玄海町															
41	401	有田町															
41	423	大町町															
41	424	江北町															
41	425	白石町															
41	441	太良町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 (2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設)														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					常勤 (雇用 期間の 定めない 職員)	非常勤 (雇用 期間の 定めがあ る職員)		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業・N P O との 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
			0						0	0	0	0	0	0	0	0	
41	201	佐賀市															
41	202	唐津市															
41	203	鳥栖市															
41	204	多久市															
41	205	伊万里市															
41	206	武雄市															
41	207	鹿島市															
41	208	小城市															
41	209	嬉野市															
41	210	神埼市															
41	327	吉野ヶ里町															
41	341	基山町															
41	345	上峰町															
41	346	みやき町															
41	387	玄海町															
41	401	有田町															
41	423	大町町															
41	424	江北町															
41	425	白石町															
41	441	太良町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				1		10	0	0.0	12	1	8.3	10	0	0.0	10	1	10.0	2,309	58	2.5
41	201	佐賀市				1	0	0.0	2	0	0.0							660	31	4.7
41	202	唐津市				1	0	0.0	2	0	0.0							364	5	1.4
41	203	鳥栖市				1	0	0.0	1	0	0.0							75	5	6.7
41	204	多久市				1	0	0.0	1	0	0.0							104	2	1.9
41	205	伊万里市	2001年1月13日	伊万里市・男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0						179	5	2.8
41	206	武雄市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	0	0.0
41	207	鹿島市				1	0	0.0	1	0	0.0							84	2	2.4
41	208	小城市				1	0	0.0	1	0	0.0							181	3	1.7
41	209	嬉野市				1	0	0.0	1	0	0.0							88	0	0.0
41	210	神埼市				1	0	0.0	1	1	100.0							121	2	1.7
41	327	吉野ヶ里町										1	0	0.0	1	1	100.0	39	0	0.0
41	341	基山町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	1	5.9
41	345	上峰町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
41	346	みやき町										1	0	0.0	1	0	0.0	57	0	0.0
41	387	玄海町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
41	401	有田町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
41	423	大町町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
41	424	江北町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	1	2.9
41	425	白石町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3
41	441	太良町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8－2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9－1						調査時点コード																	
			問8－1				問8－2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード																	
			目標値 (%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)		審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他				
						768	613	11,206	3,874	34.6					425	359	5,462	1,630	29.8	105	64	617	110	17.8	449	73	16.3	468	73	15.6							
		小計													412	346	5,106	1,528	29.9	103	63	605	109	18.0													
41	201	佐賀市	43.0	2026年3月		49	47	1,275	574	45.0	法律、条例、規則により設置されている審議会等					37	37	539	205	38.0	6	4	44	8	18.2	45	8	17.8	46	8	17.4	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日
41	202	唐津市	50.0	2025年3月		80	71	2,107	809	38.4	法律・規則・要綱等により配置している審議会等					33	29	794	268	33.8	6	5	35	8	22.9	28	7	25.0	29	7	24.1	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
41	203	鳥栖市	40.0	2033年3月		54	49	752	281	37.4	法律により設置されている委員会等(地方自治法180の5、地方自治法202条の3)、要綱等により設置されている委員会等、法律に基づく委員・相談員					19	18	222	64	28.8	5	3	27	5	18.5	28	4	14.3	29	4	13.8	1		1		1	
41	204	多久市	40.0	2028年3月		55	39	572	217	37.9	1法律又は法令により設置されている審議会等、2法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、3条例、規則等により設置されている懇談会、会議等、4要綱等により設置されている懇談会、会議等					22	14	184	47	25.5	5	3	25	3	12.0	26	3	11.5	27	3	11.1	1		1		1	
41	205	伊万里市	40.0	2028年3月		55	52	915	311	34.0	要綱等により設置されている審議会、委員会等					29	27	364	101	27.7	6	5	33	7	21.2	28	4	14.3	29	4	13.8	1		1		1	
41	206	武雄市	40.0	2028年3月		51	44	1,075	375	34.9	地方自治法第202条の3に基づく審議会等委員及び180条の5に基づく委員会委員の数に規則・要綱で設置している審議会等委員及び法令に基づく委員・相談員を合算した数					20	18	343	116	33.8	5	3	58	5	8.6	24	8	33.3	25	8	32.0	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
41	207	鹿島市	40.0	2026年3月		31	28	379	130	34.3	施策の決定等に関する審議会、協議会等					18	17	208	64	30.8	5	3	25	6	24.0	25	9	36.0	26	9	34.6	1		1		1	
41	208	小城市	36.0	2027年3月		47	40	645	210	32.6	①地方自治法第202条の3に基づき市が設置する附属機関 ②地方自治法第180条の5に基づく委員会等 ③上記に該当しない機関で、学識経験者、市民等の意見を求め、これを市政に反映させることを主な目的として、規則、要綱等に基づき市が設置するもの(要領は含まない)					22	19	252	77	30.6	5	4	30	6	20.0	23	5	21.7	24	5	20.8	1		1		1	
41	209	嬉野市	40.0	2028年3月		82	46	767	240	31.3						42	35	519	141	27.2	5	3	26	4	15.4	26	4	15.4	27	4	14.8	1		1		1	
41	210	神埼市	40.0	2025年3月		49	39	739	181	24.5	市の所管する全審議会等					13	11	151	26	17.2	5	2	27	4	14.8	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1	
41	327	吉野ヶ里町	40.0	2026年3月		20	16	167	45	26.9	法律・条例・規則・要綱等により設置されている審議会・委員会等					13	12	124	32	25.8	5	3	23	6	26.1							2	2024年9月1日	2	2024年9月1日	2	2024年9月1日
41	341	基山町	30.0	2031年3月		35	28	349	111	31.8	条例、規則、要綱等により設置されている会議等					31	25	321	107	33.3	5	3	28	4	14.3	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1	
41	345	上峰町			2032年3月までに30%	12	8	76	22	28.9	条例、規則、要項で定める審議会、委員会					13	10	114	20	17.5	5	3	23	7	30.4	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	
41	346	みやき町	30.0	2027年3月		24	18	258	44	17.1						19	16	222	39	17.6	5	2	36	5	13.9	21	2	9.5	22	2	9.1	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日
41	387	玄海町	30.0	2025年3月		14	8	130	24	18.5						9	6	110	21	19.1	5	2	20	3	15.0	15	1	6.7	16	1	6.3	1		1		1	
41	401	有田町	35.0	2026年4月		29	25	309	106	34.3						18	16	211	72	34.1	5	3	32	6	18.8	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1	
41	423	大町町	40.0	2026年3月		11	10	102	32	31.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等					11	10	102	32	31.4	5	2	15	2	13.3	21	3	14.3	22	3	13.6	1		1		1	
41	424	江北町	30.0	2025年3月		22	19	177	41	23.2	地方自治法180条の5および第202条の3					7	6	72	17	23.6	5	5	27	8	29.6	22	4	18.2	23	4	17.4	1		1		1	
41	425	白石町	40.0	2026年3月		25	15	184	60	32.6	地方自治法第180条の5及び第202条の3					20	12	134	53	39.6	5	3	50	7	14.0	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1		1	
41	441	太良町	40.0	2028年3月		23	11	228	61	26.8	可能な範囲すべて (条例に基づく審議会等のほか、要綱や要領に基づく審議会等も含む)					16	8	120	26	21.7	5	2	21	5	23.8	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)				
															13	13	356	102	28.7	2	1	12	1	8.3						
		佐賀市													6	6	132	41	31.1	2	1	12	1	8.3						
		唐津市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鳥栖市													3	3	67	29	43.3	0	0	0	0	0.0						
		多久市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		伊万里市													2	2	45	13	28.9	0	0	0	0	0.0						
		武雄市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鹿島市													2	2	112	19	17.0	0	0	0	0	0.0						
		小城市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		嬉野市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		神埼市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		吉野ヶ里町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		基山町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上峰町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		みやき町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		玄海町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		有田町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大町町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		江北町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		白石町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		太良町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問11－1 管理職の在職状況																問11－2 職務上の地位別職員在職状況										問11－2		問11－5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況							問11－5										
			管理職						次長相当職						課長相当職						係長相当職						調 査 時 点 コ ー ド	その他	防 災 ・ 局 機 員 数 理	うち				調 査 時 点 コ ー ド	その他													
			管理 職 総 数	うち 管理 職 数	女性 比 率	うち一般行政職			部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職			次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職			課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職					係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち管理職数																
						管理 職 総 数	うち 女 理 性 職 管 数	女性 比 率 (%)				管理 職 総 数	うち 女 性 数	女性 比 率 (%)				次 長 相 当 職	うち 女 性 数	女性 比 率 (%)				課 長 補 佐 相 当 職	うち 女 性 数	女性 比 率 (%)				係 長 相 当 職	うち 女 性 数	女性 比 率 (%)	うち	女性 数	女性 比 率 (%)													
			815	139	17.1	707	110	15.6	99	9	9.1	92	8	8.7	104	14	13.5	95	14	14.7	612	116	19.0	520	88	16.9	599	171	28.5	507	126	24.9	1,431	484	33.8	1,143	350	30.6			140	22	15.7	20	3	15.0		
41	201	佐賀市	167	35	21.0	137	26	19.0	20	3	15.0	18	3	16.7	40	6	15.0	35	6	17.1	107	26	24.3	84	17	20.2	88	10	11.4	78	8	10.3	259	86	33.2	175	52	29.7	1		13	2	15.4	1	0	0.0	1	
41	202	唐津市	129	17	13.2	111	13	11.7	14	2	14.3	12	1	8.3	34	4	11.8	31	4	12.9	81	11	13.6	68	8	11.8	9	4	44.4	6	1	16.7	332	74	22.3	284	62	21.8	1		11	1	9.1	1	0	0.0	1	
41	203	鳥栖市	59	6	10.2	59	6	10.2	8	0	0.0	8	0	0.0	18	3	16.7	18	3	16.7	33	3	9.1	33	3	9.1	32	8	25.0	32	8	25.0	42	13	31.0	42	13	31.0	1		16	3	18.8	1	0	0.0	1	
41	204	多久市	24	5	20.8	22	5	22.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	5	20.8	22	5	22.7	41	6	14.6	35	4	11.4	51	20	39.2	41	15	36.6	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
41	205	伊万里市	44	4	9.1	38	3	7.9	7	0	0.0	6	0	0.0	11	1	9.1	10	1	10.0	26	3	11.5	22	2	9.1	37	14	37.8	28	7	25.0	79	36	45.6	60	25	41.7	1		5	1	20.0	0	0	0.0	1	
41	206	武雄市	65	13	20.0	54	10	18.5	13	1	7.7	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	52	12	23.1	41	9	22.0	102	39	38.2	84	32	38.1	60	20	33.3	50	16	32.0	1		10	1	10.0	3	0	0.0	1	
41	207	鹿島市	33	5	15.2	25	4	16.0	4	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	5	17.2	22	4	18.2	34	9	26.5	21	5	23.8	55	21	38.2	37	19	51.4	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
41	208	小城市	46	7	15.2	37	5	13.5	9	1	11.1	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	37	6	16.2	29	4	13.8	36	7	19.4	36	4	11.1	81	36	44.4	63	24	38.1	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
41	209	嬉野市	32	9	28.1	29	6	20.7	8	1	12.5	8	1	12.5	1	0	0.0	1	0	0.0	23	8	34.8	20	5	25.0	52	19	36.5	43	16	37.2	72	34	47.2	57	22	38.6	1		10	4	40.0	2	0	0.0	1	
41	210	神埼市	45	7	15.6	41	6	14.6	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	36	6	16.7	32	5	15.6	15	5	33.3	12	3	25.0	46	17	37.0	35	9	25.7	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
41	327	吉野ヶ里町	18	4	22.2	15	2	13.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	4	22.2	15	2	13.3	15	3	20.0	13	1	7.7	32	16	50.0	26	13	50.0	2	2024年9月1日	3	0	0.0	0	0	0.0	2	2024年9月1日
41	341	基山町	20	5	25.0	20	5	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	5	25.0	20	5	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	44	12	27.3	44	12	27.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
41	345	上峰町	12	4	33.3	12	4	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	4	33.3	12	4	33.3	16	7	43.8	16	7	43.8	15	6	40.0	14	6	42.9	1		7	3	42.9	2	2	100.0	1	
41	346	みやき町	34	5	14.7	30	3	10.0	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	5	18.5	23	3	13.0	38	13	34.2	32	10	31.3	28	13	46.4	20	7	35.0	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
41	387	玄海町	11	3	27.3	10	3	30.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	3	27.3	10	3	30.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	12	41.4	23	8	34.8	1		10	1	10.0	1	0	0.0	1	
41	401	有田町	23	5	21.7	18	4	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	5	21.7	18	4	22.2	39	16	41.0	30	11	36.7	45	19	42.2	31	11	35.5	1		12	4	33.3	1	0	0.0	1	
41	423	大町町	11	1	9.1	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	1	9.1	10	1	10.0	13	6	46.2	10	4	40.0	12	5	41.7	10	3	30.0	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
41	424	江北町	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1	11	3	27.3	11	3	27.3	41	14	34.1	41	13	34.1	1		5	1	20.0	1	1	100.0	1	
41	425	白石町	20	2	10.0	18	2	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	2	10.0	18	2	11.1	21	2	9.5	20	2	10.0	61	19	31.1	52	14	26.9	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
41	441	太良町	13	1	7.7	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	1	7.7	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	47	11	23.4	38	6	15.8	2	2024年	3	0	0.0	1	0	0.0	1	

調査時点		議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）																
都 道 府 県 市 区 町 村 コ コ ロ ド ド	市 区 町 村 名	問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
				問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）							
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
				10		1の合計	20	0	19		8		19	19	19	19	19	13
				6		2の合計	0	19	1	10		0	0	0	0	0	0	
				0		3の合計	0	1		2		0	0	0	0	0	0	
				4		4の合計	0	0				1	1	1	1	1	0	
41	201	佐賀市	1	佐賀市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓をすることができる文書等) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	佐賀市議会	1	2	1	佐賀市議会会議規則 第1章 会議 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2		1	1	1	1	1		
41	202	唐津市	1	唐津市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	唐津市議会	1	2	1	唐津市議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1			
41	203	鳥栖市	1	鳥栖市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反する恐れがなく、かつ、職務執行上又は事務処理上、誤解や混乱を招く恐れのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	鳥栖市議会	1	2	1	鳥栖市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2		1	1	1	1	1		
41	204	多久市	2			1	2	1	多久市議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	議員が、本人の意思によるか否かにかかわらず会議等に出席しない場合で、当該期間が90日を超えるものが長期欠席となり、長期欠席の期間に応じて減額となる。	1	1	1	1	1		
41	205	伊万里市	1	伊万里市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、伊万里市に勤務する一般の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保持するとともに、職員が互いの個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が戸籍上の氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、市長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	伊万里市議会	1	2	1	伊万里市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条第2項 議員が自己都合、疾病その他の事由により、本会議、伊万里市議会委員会条例(昭和34年条例第17号)に規定する委員会若しくは伊万里市議会会議規則(昭和31年議会告示第1号)第117条に規定する議員の派遣若しくは同規則第64条に規定する委員の派遣(以下「会議等」という。)を欠席した場合又は活動休止の届出(以下この条において「活動休止届」という。)があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該議員の議員報酬を減額して支給する。ただし、次に掲げる事由による場合を除く。 (1)伊万里市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第39号)に基づき認定された公務又は通勤による災害 (2)女性の議員の出産。ただし、伊万里市議会会議規則第2条第2項又は第56条の2第2項の規定による欠席届が提出されている場合に限り。 (3)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者 (4)その他議長がやむを得ないと認める事由	1	1	1	1	1	1	
41	206	武雄市	1	武雄市職員の旧姓使用に関する規程 (旧姓使用の承認申請) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、所属長を経て任命権者に提出するものとする。(承認) 第3条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 2 任命権者は、前項の承認通知書を通知したときは、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。	武雄市議会	1	2	1	武雄市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		

道	区	府	町	市	区			両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																	
								問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7										
県	村	コ	コ	村	町			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間より長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)						
								1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
41	207				鹿島市	1		鹿島市議員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員が改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員に適用する。	鹿島市議会	1	3	1		鹿島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定は、遅参、早退及び一時退席について準用する。 3 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。この場合において、出産により欠席することのできる期間は、鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第5号)第15条に定める基準によるものとする。	1		鹿島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定は、遅参、早退及び一時退席について準用する。 3 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。この場合において、出産により欠席することのできる期間は、鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第5号)第15条に定める基準によるものとする。	1	1	1	1	1			
41	208				小城市	1		小城市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。(適用職員)	小城市議会	1	2	1		小城市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	議員の出産(産前産後期間の範囲内)による長期欠席については、報酬減額の規定は適用しない。		1	1	1	1	1	1		
41	209				埴野市	1		埴野市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	埴野市議会	1	2	1		埴野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第8条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
41	210				神埼市	2			神埼市議会	1	2	1		神埼市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎児のばあいにおいては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第84条第2項(第2条第2項に同じ)	1		神埼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (報酬の減額) 第3条 議長等が自己都合、疾病その他の事由により本会議、神埼市議会委員会条例(平成18年神埼市条例第198号)に規定する委員会若しくは神埼市議会会議規則(平成18年神埼市議会規則第1号、以下「会議規則」という。)第99条に規定する委員の派遣又は第159条の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場若しくは第160条に規定する議員の派遣(以下「会議等」という。)を欠席した場合又は長期欠席届出書(様式第1号)の届け出があった場合は、前条の規定にかかわらず、当該議長等の議員報酬を減額して支給する。 2 前項の規定により支給する議員報酬の月額(は、前条に定める議員報酬の月額に、当該議長等が会議等を欠席した日又は長期欠席届出書の届け出のあった日のいずれか早い日から、会議等に出席した日又は復帰届出書(様式第2号)の届け出があった日のいずれか早い日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 欠席期間 支給割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 3 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、会議等に出席した日又は復帰届出書の届け出があった日のいずれか早い日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する前月)まで適用する。 (平29条例23・追加) (期末手当の減額) 第6条 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)以前6箇月以内の期間において、報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、当該議員の期末手当に、欠席期間に応じて、第3条第2項の各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2 基準日以前6箇月以内の期間において、報酬の支給割合が異なる場合は、支給割合の小さい方を適用する。 2 基準日以前6箇月以内の期間において、報酬の支給割合が異なる場合は、支給割合の小さい方を適用する。 (平29条例23・追加) (適用除外) 第7条 議長等が、次の各号に掲げる事由により会議等を欠席した期間は、第3条及び第6条の欠席期間に含まないものとする。 (1) 公務上の災害 (2) 女性議員の出産。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は同条第2項(ただし書きを除く。)に規定する期間の範囲内であって、かつ、議長に対し長期欠席届出書の届出がなされている場合に限る。 (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。 (4) その他議長がやむを得ないとして認める事由 (平29条例23・追加)	1	1	1	1	1	1		
41	327				吉野ヶ里町	1		吉野ヶ里町職員の旧姓使用に関する要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第11に掲げる基準に該当するものとする。	吉野ヶ里町議会	1	2	1		吉野ヶ里町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		吉野ヶ里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第9条 議員が、次に掲げる事由により会議等を欠席した期間は、欠席期間に含まないものとする。 (2) 女性の議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項本文に規定する期間の範囲内に限る。)	1	1	1	1	1	1		

道	区	府	町	市	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
								問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
県	村	町	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例												
ド	ド				名			基山町職員旧姓使用取扱要綱 基山町職員旧姓使用取扱要綱(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに際して、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 改正注記条沿革 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓の使用は、別表第11に掲げる文書等とする。ただし、別表第21に掲げる文書等については、旧姓を使用することができない。 (承認の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けるときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 (承認) 第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合、旧姓が専ら組織内部で使用され、法律等に抵触するおそれがなく、職務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓の使用について承認するものとする。 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認した場合、旧姓使用承認通知書(様式第2号)を所属長を経て当該職員(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。	基山町議会	1	2	1			1		1	1	1	1	1	1
41	345				上峰町	4		上峰町議会	1	2	1	2			2		1	1	1	1		
41	346				みやき町	2		みやき町議会	1	2	1	みやき町議会議員報酬及び費用弁償に関する条例 (欠席の届出)第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1		みやき町議会議員報酬及び費用弁償に関する条例 (議員報酬、期末手当の減額)第8条第1項 第2条の規定にかかわらず、みやき町議会会議規則(平成17年議会規則第1号)第2条に規定する届出があった場合は、次の表に定める区分に応じて議員報酬の月額を減額するものとする。 議会活動ができない期間 減額の割合 180日以上270日未満 100分の30 270日以上365日未満 100分の50 365日以上 100分の100	1	1	1	1	1	1
41	387				玄海町	4		玄海町議会	1	2	2			1		4	4	4	4			
41	401				有田町	2		有田町議会	1	2	1	有田町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	
41	423				大町町	4		大町町議会	1	2	1	大町町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	1

道	区	府	市	区			両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
							問12-1 議員の出産を 欠席事由として 明記した規定 (産休を含む) があるか。	問12-2 問1で1. を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問12-3 問1で1. を選 択した場合、 出産に係る産 前産後期間の 明記はある か。	問12-4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1. を選択した場合、休暇 期間の報酬について減額の規 定はあるか。		問12-6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由につ いて1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
県	村	町	村	町		議 会 名	1. 明記した規 定がある。	1. 労働基準 法65条の産前 産後期間より も短い。 2. 労働基準 法65条の産前 産後期間と同 等。 3. 労働基準 法65条の産前 産後期間より も長い。 4. 期間の定 めはない。	1. 産前産後 期間を明記し た規定がある。 2. 産前産後 期間を明記し た規定はな い。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例				配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
					問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はないが、 運用上認めて いる。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めて いない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した 事例も判断し たこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。																
41	424			江北町	2							江北町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			江北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例 (長期欠席をした場合の議員報酬、期末手当の減額) 第8条 第3条の規定にかかわらず、議員が自己都合、疾病その他の事由により定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会又は議員の派遣及び委員の派遣(以下「会議等」という。)を欠席した場合は、当該議員の議員報酬を減額して支給する。 2 前項の規定により減額して支給する議員報酬の月額は、第3条に規定する議員報酬の月額に、当該議員が会議等を欠席した日から、会議等に出席した日又は復帰届出書に記載された復帰日(以下「復帰日」という。)のいずれか早い日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)における減額期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 減額の期間 割合 長期欠席を始めた日から90日を超え180日以下の範囲内であるとき 100分の80 長期欠席を始めた日から180日を超え365日以下の範囲内であるとき 100分の70 長期欠席を始めた日から365日を超えるとき 100分の50 3 前項の規定は、欠席期間が90日、180日又は365日を経過した日の属する月の翌月から、復帰日の属する月(以下「復帰月」という。)まで適用する。ただし、欠席期間が90日を経過した月と復帰月が同一の場合は、復帰月の翌月に支給する議員報酬に適用する。 4 長期欠席の事由が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しない。 (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成19年佐賀県市町総合事務組合条例第26号)第3条第2項の規定により認定された公務又は通勤により生じた災害 (2) 女性の議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65号第1項又は第2項に規定する期間の範囲内である場合に限る。) (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。 (4) その他議長が特に必要と認めた場合 5 第6条の規定にかかわらず、6月1日及び12月1日のそれぞれ前6箇月以内の期間において、議員報酬が減額して支給された月があるときの期末手当の額は、当該議員の期末手当に、欠席期間における減額期間の区分に応じて、同条第2項に定める割合を乗じて得た金額とする。また、6月1日及び12月1日のそれぞれ前6箇月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、割合の率の小さい方を適用する。	1	1	1	1	1			
41	425			白石町	2							白石町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										
41	441			太良町	4							太良町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都	市	市	両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割																					
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-12 問12-11で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するものの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。																			
道	区	府	町	村	コ	コ	ド	ド	名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	3. 設置または提供する予定である。	4. なし	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント等に関する規定(倫理規定等)がある	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、行う予定である。	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。	2. 行っていないが、取り組む予定である。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)		
										0	0	1		1	0	0					8	4	0	0													
										1	2	6									5	4	3	0									18				
										0	0	13									7	5		17									1				
										19	18																										
41	201								佐賀市	4	4	3									1	3	3	4										2			
41	202								唐津市	4	4	3									1	1	3	3										2			
41	203								鳥栖市	4	4	3									1	1	3	4										2			
41	204								多久市	4	4	3									1	1	3	4										2			
41	205								伊万里市	4	4	2									1	2	2	4										2			
41	206								武雄市	4	4	2									2	3	3	4										2			
41	207								鹿島市	2	2	3									2	3	3	4										2			
41	208								小城市	4	4	2									1	2	3	4										2			
41	209								嬉野市	4	4	3									1	3	3	4										2			
41	210								神埼市	4	4	3									3		3	4									1	神埼市地域防災計画 第2編 第4章 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定 市は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「迅速な原状復旧」を目指すのか、又は、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。必要な場合は、復興計画を作成する。 復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 県は、市からの相談に応じるとともに、広域的な観点から、必要な助言、指導を行う。			
41	327								吉野ヶ里町	4	4	3									3		3	4										2			
41	341								基山町	4	4	2									2	3	2	4										2			
41	345								上峰町	4	4	3									3		3	4										2			
41	346								みやき町	4	4	3									3		3	4										2			
41	387								玄海町	4	4	3									3		3	4										2			
41	401								有田町	4	4	3									1	1	3	4										3			
41	423								大町町	4	4	3									3		3	4										2			
41	424								江北町	4	4	2									2	2	3	4										2			
41	425								白石町	4	2	2									2	2	2	3										2			
41	441								太良町	4	4	1		1							3		3	4										2			
										太良町議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (2)町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、不正に影響力を行使し又は金品を授与しないこと。 (6)町職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。										3		3	4														